

第1回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

- 1 日時 令和元年5月17日(金)：午後6時00分～午後8時00分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎20階 交流会場
- 3 出席者 【委員】
石川委員、今井委員、内田委員、浦嶋委員、川井委員、河島委員、
佐藤委員、清水委員、高橋委員、千葉委員、鳥海委員、中村委員、
中山委員、房委員、増田委員、松澤委員(以上16名)
【区出席者】
福祉部長、福祉部管理課長、地域振興課長、協働推進課長(代理)、
建築課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2名
- 6 議題
 - (1) 委員委嘱、委員自己紹介
 - (2) 委員長および副委員長選出
 - (3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について
 - (4) 練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題
 - (5) 検討内容の整理
 - (6) スケジュール
 - (7) その他

管理課長 お時間にはちょっとだけ早いのですが、皆さまお集りということですので、第3期、第1回の練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を開催させていただきます。私は本委員会の事務局を務めます福祉部管理課長でございます。委員長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長 皆さん、こんばんは。平日、夜にも関わらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より練馬区の福祉行政をはじめ、さまざまなご協力をたまわっております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の委員会から期が改まりまして、第3期の推進委員会がスタートいたします。新しく委員になられた皆さま、引き続いての委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

現在の計画は本年度で計画期間が終了ということで、来年度から始まる新たな計画内容について検討する時期となっております。この間、国の動向を見ますと、平成30年4月の改正社会福祉法により、地域福祉計画が福祉分野における共通事項を定める計画として位置づけられました。また、改正バリアフリー法では心のバリアフリーの推進、成年後見制度利用促進法では基本計画を策定することが求められているところでございます。区におきましても、区の総合計画となります「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を本年3月に策定し、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者への支援など、さまざまな福祉の充実

に取り組むこととしております。

今回策定する地域福祉計画は第2次ビジョン、それから国の動向などを踏まえまして、より充実した内容にしていきたいと考えております。各施策を組み立てていくにあたりましては、区民の皆さまや関係団体の皆さまのお立場から、実感に基づくご意見、ご提案が大変重要でございます。地域福祉の充実に向けた取り組みを皆さまのお知恵をお借りしながら一緒に考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

管理課長 それでは事務局から、委員の出席状況、この会議の情報公開について報告してください。

事務局 委員の出席状況についてご報告いたします。現在、16名の委員に出席をいただいております。また、本日の会議は公開となっております。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆さまにもお送りしますので、確認をお願いいたします。

管理課長 本日の議題に入る前に資料の確認をお願いいたします。

事務局 (資料確認)

管理課長 進めていく途中で何か足りないものがありましたらお声かけいただければと思いますので、お手元の会議の次第にそって進めさせていただきたいと思います。

はじめに委員の委嘱でございます。本来であればお一人おひとりに委嘱状を手渡しさせていただくところですが、大変申し訳ございません。時間の都合上、委嘱状は机上に配布させていただきましたので、ご確認をどうぞよろしくお願いたします。なお、委員の任期につきましては、本日から令和3年3月31日まででございます。

続きまして、委員の紹介でございます。お手元に委員名簿を配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。第3期、初めての委員会でございますので、自己紹介ということで、名簿順に、所属とお名前をお願いできればと思います。

(委員自己紹介)

管理課長 皆さま、どうもありがとうございました。次に、本日出席しております区の職員を紹介させていただきます。順番に自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

管理課長 続きまして、次第の2番、委員長および副委員長の選出でございます。資料1の「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会設置要綱」に基づきまして、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。要綱では委員長は委員の互選により選任するとなっております。事務局といたしましては、学識経験者の委員をお願いしたいと思っておりますが、皆さま、いかがでしょうか。(異議なし)

管理課長 それでは、委員に委員長をお願いしたいと思います。次に副委員長の選出でございますが、副委員長は委員長の指名によることとなっております。委員長からご指名をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長 委員長に指名されました。ふつつかな者ですけれども、よろしくお願したいと思います。それでは第3条第4項で委員長が指名することになっておりますので、こちらの委員会名簿から、学識経験者の委員をお願いしたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。(異議なし)

管理課長 ただいま正副委員長が決定されました。正副委員長席へお移りいただければ

と思います。席を移っていただきましたあと、委員長と副委員長から改めてご挨拶いただきたいと思います。

委員長 第2期に続きまして委員長を務めさせていただきたいと思います。最初の時にも申し上げたと思いますが、地域福祉について地域では活動しておりますけれども、専門的な知見はなく、経験則でありますので、好き勝手なことを申し上げるかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

専門としては福祉のまちづくりの研究です。さまざまな法改正も行われておりますし、東京都も9月になってガイドラインづくりをしていると思いますけれども、国や東京都も動いております。それほど多くない日程ですので、円滑に展開できればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

副委員長 委員長よりご指名いただきましたので、いろんな形で、どこまでご協力できるかってことはありますけれども、何卒よろしく願いいたします。

委員長よりお話を伺いましたけれども、社会福祉法が今年の4月で改正になりまして、いろんな自治体の動きがあるということも承知しております。私のいる大学でも社会福祉士養成課程の中で4年生が演習という授業をやっています。基本的には、コミュニティーソーシャルワーカーみたいなイメージが強い授業を展開しております。今日も、実は地域と地元について考えよう、みたいな演習をしまして、なかなか面白い、学生ならではのさまざまな見方がありました。タイミングがいいのは、この会議に参加させていただくちょうど前くらいに、学生たちからいろんなネタをいただけるという、すごくタイミングがいいものですから、私も勉強させていただきながら皆さまと一緒に考えさせていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

管理課長 正副委員長、どうもありがとうございました。それでは、ここからの進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 3番目の次期練馬区地域福祉計画の策定についてということ、事務局から説明をいただきながら進めていきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

事務局 資料2、次期練馬区地域福祉計画の策定につきまして説明させていただきます。現行の計画期間が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定いたします。計画期間は来年度からの5年間を考えております。

計画の位置づけとしましては、4点ございます。第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づく個別計画、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、成年後見制度利用促進法に規定する成年後見制度利用促進基本計画、練馬区福祉のまちづくり条例に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画です。このうち、成年後見制度利用促進基本計画は新たに策定する計画です。イメージ図に記載のとおり、次期地域福祉計画には福祉のまちづくり推進計画と成年後見制度利用促進基本計画を含む計画となります。また、東京都が新たに策定した地域福祉支援計画や練馬区社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図って参ります。

ページをおめくりいただきまして、4番の国および区の動向についてでございます。

(1)は今年3月に策定いたしました、第2次ビジョンの戦略計画の中で、地域福祉計画に関係する項目を記載してございます。の「区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決」は、別紙1の戦略計画の20の太枠に記載があり、今後さらなる取り組みを進め、

参加から協働へと深化させていくこととしています。 の「成年後見制度の利用の促進」は、戦略計画の 5 および 7 の太枠に記載があり、計画を策定するほか、社会福祉協議会において新たに法人後見を開始し、成年後見による支援体制を強化していくことがかけられています。 の「鉄道や駅周辺のバリアフリーの充実」は戦略計画の 13 の太枠に記載があり、光が丘駅や小竹向原駅について、2 ルート目の整備を行うこと、駅と主要な公共施設を結ぶ経路について、駅・道路・施設の連続性に配慮したバリアフリー化に取り組むこととしております。

(2) は、昨年 4 月に施行された改正社会福祉法の内容についてでございます。別紙 2 では 3 点記載があり、3 点目の地域福祉計画の充実では、計画の策定が努力義務とされたこと、また地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけられました。

(3) は成年後見制度利用促進法についてです。別紙 3 の経緯にありますように、平成 28 年 5 月に法律が施行され、「市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるもの」とされております。制度の広報や地域の関係者の協働体制の構築など、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが求められています。

(4) は、昨年 11 月に施行された改正バリアフリー法についてでございます。別紙 4 にその概要をお示ししております。(5) は、昨年 8 月に公共施設等と駅とを結ぶルートのバリアフリー化を進めるために策定した公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドラインについてでございます。別紙 5 に策定の主旨や概要の記載がございます。なお、別紙 6 につきましては、関係する条文を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

資料 2 の 5 番、計画の検討体制についてでございます。本日お集りの皆さまで構成されます推進委員会、その他に新たに設置する部会と、区の関係管理職で構成する庁内検討委員会で、計画内容の検討を進めて参ります。昨年度は区民意識意向調査や地域福祉活動を行っている方々に対してアンケート調査を実施しました。今年度につきましては、推進委員会から検討結果について区長に提言をいただければと思います。また、計画策定後の来年度以降につきましては、計画について調査、分析、評価を行うなどの進捗管理を行って参ります。説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。この資料につきまして、委員の皆さんの中で、策定についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

事前配布をしていただいておりますけれども、これを見ましてもなかなか、見る時間がないといひますか。

あとでも構いませんので、もしお気づきの点などありましたら、よろしくお願ひいたします。それでは続きまして、練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題を皆さんと一緒に共有・認識しておきたいと思ひます。説明をお願いしたいと思います。

事務局 資料 3、練馬区の地域福祉・福祉のまちづくりに関する現状と課題について、ご説明をさせていただきます。

こちらの資料は表紙に記載しましたとおり、基礎的な数値を記載するとともに、現行計画の施策を基準にし、現状と課題を整理しました。施策ごとに基礎データ、区の主な事業、区の主な課題という流れで作成しております。また、昨年度の推進委員会でご要望のあり

ました、区民意識意向調査およびアンケート調査の詳細資料を、本日、参考1、参考2として配布しており、その結果も反映してございます。資料の情報量が多いため、施策ごとに説明を切らせていただければと思います。

まずは基礎数値について、2ページをお開きください。上段の図1は区の総人口の推移を表したグラフです。平成42年から減少が見込まれる日本人人口を外国人人口が補う形で30年間増加を続けていくことが予測されています。下段の図2は、練馬区の総人口の年齢構成比の推移を表したグラフです。年少人口比率と生産年齢人口比率が低下するのに比べ、高齢者人口比率と後期高齢者人口比率が上昇していくことが見て取れます。

3ページをご覧ください。上段の図3は、区の日本人人口の推移を表したグラフです。11年後の平成42年から、ゆるやかに減少していくことが予測されています。下段の図4は、区の外国人人口の推移を表したグラフです。今後30年間増加し、その後も増加していくことが予測されています。

4ページをお開きください。上段の図5は区の要介護認定者の推移です。要介護認定者数は増加し、要介護認定率も上昇していくことが見て取れます。要介護認定者のうち、なんらかの認知症の症状がある方が8割を占めております。下段の図6は、区の高齢者世帯構成の推移を表したグラフです。夫婦のみ世帯がほぼ横ばいであるのに対し、ひとり暮らし高齢者は増加していくことが見て取れます。

5ページをご覧ください。上段の図7は、区の障害者手帳保持者数を表したグラフです。手帳保持者数が増加し、特に精神障害者の占める割合が増加しております。下段の図8は、障害者手帳保持者の状況を表したグラフです。身体障害者手帳保持者の7割以上が60歳以上の方となっております。

6ページをお開きください。上段の図9は、区的生活保護世帯の世帯類型別構成の推移を表したグラフです。被保護世帯数が増加し、中でも高齢者世帯と障害者世帯が増加しています。下段の図10は、18歳未満の家族のいる区の一ひとり親世帯の推移を表したグラフです。平成17年から22年にかけては増加したものの、22年から27年にかけては減少したことが見て取れます。

続きまして、現状と課題の(1)「ともに支え合う地域社会を築く」を説明させていただきます。7ページをご覧ください。上段は、相談・居場所に関する区民ニーズです。高齢者、子育て世帯ともに、気軽に立ち寄り相談できる場所を望んでいることが分かります。下段の図11は、区民の地域福祉活動への興味・関心を表したグラフです。5割近くの方が地域福祉活動への興味・関心を持っていることが見て取れます。

8ページをお開きください。上段の図12は、地域福祉活動を行う上での課題を表したグラフです。団体役員の高齢化と後継者不足、活動を支える担い手が不足していることが見て取れます。下段の図13は、区が進めるべき取り組みを表したグラフです。活動を希望する区民と人材を求める地域活動団体を結びつける仕組みを整えることが最も多い状況です。

9ページをご覧ください。上段の図14は、東京に暮らす外国人との今後の関わりについて表したグラフです。関わりたいと思っている都民が4割いることが見て取れます。下段の図15は、外国人とどのように関わりたいかを表したグラフです。国際交流や異文化理解などをテーマとしたイベントに参加したい都民が3割いることが分かります。

10 ページをお開きください。上段の表1は、町会・自治会、民生・児童委員、地域福祉コーディネーター、ネリーズの件数等を表した表です。町会・自治会加入世帯数が減少、民生・児童委員も現員数は定数未満、ネリーズの登録者数は増加していることが分かります。関連する区の主な事業としまして3点ございます。1点目の人材育成事業「パワーアップカレッジねりま」では、これまで295人の方が卒業し、高齢者や障害者、子育て世帯に対する支援活動などをされています。2点目の助成事業「やさしいまちづくり支援事業」では、これまで94団体への助成実績があります。活動内容は、高齢者や障害者、子育て支援などです。3点目は居場所・相談事業についてです。区民協働交流センターでは、年間相談件数は88件、相談情報ひろばでは1,732件、街かどケアカフェでは47,587人の来所実績があります。

11 ページをご覧ください。主な課題を4点挙げてございます。1点目は協働についてです。ひとり暮らし高齢者や障害者、生活保護受給世帯の増加など、現場の抱える課題は多様化・複雑化しております。新たなニーズに対応するため、区と区民や団体などが適切な役割分担のもとで協働することが重要であり、参加から協働へ、さらなる深化を図ることが重要となります。2点目は、地域福祉活動についてです。人材、活動資金、活動場所などが各団体に共通する悩みでございます。特に人材が不足しており、活動を希望する区民と人材を求める団体を結びつける仕組みを整えることなど、団体が地域活動に取り組みやすくするための支援が必要となって参ります。3点目は社会福祉協議会についてです。社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターを配置するとともに、区民等に対してネリーズへの登録を呼びかけるなど、小地域福祉活動を推進しております。多様化・複雑化する地域課題を解決するためには、住民や町会・自治会、民生・児童委員、老人クラブ等がこれまで以上に連携し、さらなる地域づくりが必要となって参ります。4点目は外国人についてです。年々増加している外国人住民と関わりたいと考える日本人も多く、イベントへの参加を希望しております。異文化理解を促進するため、外国人と日本人との交流のきっかけとなる場や外国人人口の増加を見据えた対応策を検討することが必要となって参ります。(1)までの説明は以上でございます。

委員長 長いので少しずつ区切って説明いただきました。それでは、最初の基礎数値と現状と課題(1)の「ともに支え合う地域社会を築く」というところまで、何かありましたらお願いしたいと思います。せっかくですので、なにか気がついたこととか、小さなことでも結構ですのでおっしゃっていただくと大変助かりますので、どうぞよろしく願います。

委員 たくさんの資料がある中で、今、気になっていることを申し上げたいと思います。

資料3で、基礎数値という扱いをされている膨大な資料が出ておりますが、私が問題にしたいのは5ページの障害者の手帳保持者数ということです。手帳保持者をもって全ての障害者を出しているというふうに前提として動いていると思いますが、別紙1の戦略計画7で「障害特性に応じたきめ細かな対応をする」という言い方をしております。

特にその中で、精神疾患の未治療者や治療中断者を適切な治療を、というふうに言っておりますので、手帳所持者、障害者手帳保持者だけではなくて、さらに障害者の数というのは大きな数があるんですね。精神障害について言えば、いわゆる精神障害の治療を受けている自立支援医療という制度がございます。これは国の制度で、手帳保持者数よりずっ

と大きいんです。その外側に、まさに未治療の方々がおられる。ですから、今後の施策を展開するうえで、単に手帳所持者、精神障害だけじゃなく、知的、それから身体の方も含めて、全体を見てお考えいただきたいと思います。これは今、気がついたところを申し上げているんですが、今後さらにいろいろ要望事項が出て参りますので、その辺もよろしくお願ひしたいと考えております。

もう1点だけ、お願ひしたいと思います。基礎数値の中で11ページ、これは現状と課題という中で、2番の地域福祉活動において人材等で活動を希望する区民と人材を求める団体を結びつける仕組みについて、仕組みを整えることが要望、要求されると書いてございます。この辺をぜひ、私どもも注目しています。特に、その前のページ、10ページで、人材育成事業で地域福祉パワーアップカレッジの累計295人におよぶ卒業生の方々、ぜひ障害者団体におきましては、役員の高齢化とその他、会員の増加もありまして非常に若い方々のお力をいただきたいと、特に電子書類等に年寄りがなかなかついていけないということもあります。そういう意味では、ぜひパワーアップカレッジを卒業された方々の障害者団体へのお力添えをお願ひしたいと、今気がついたところは以上2点でございますが、またこれからいろいろ出てくるとは思いますが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。事務局に何かおたずねしますか。

委員 何か回答していただけるんあれば、すぐに回答いただきたいし、宿題としますというんだったら宿題としていただきたい。これ、議事録に載せるんですよ。

管理課長 載せます。

委員 よろしくお願ひします。

管理課長 まず、1点目、5ページにあります基礎数値のところでございます。委員がおっしゃいましたように、手帳を持っているということだけで考えているわけではございません。手帳を持っていない方の中にも、本当に生きづらさを感じているというレベルの方から、いろんな方がいらっしゃるということは充分承知をしております。こちらでお示したかったのは、平成17年から平成27年、手持ちのデータとしてもこれだけ増えているということ。手帳を持っている持っていないに関わらず、障害のある方、生きづらさを感じている方が増えているんだということをお示ししたいということです。人数というよりは増加傾向にあるということをお示ししたかったということで受け止めていただけたら有難いと思っております。

2点目でございます。地域福祉パワーアップカレッジねりまの件でございますが、来年の4月からリニューアルをいたしまして、分野を福祉だけでなく5分野に拡大していこうと考えております。また、5分野を卒業した時に重要なのはマッチング、と我々は呼んでおりますけども、卒業した方たちがただ勉強するというような、いわゆるカルチャーセンター的なことではなくて、その学んだことをいかに地域で活かしていただくか、これが重要だと思っております。まさしく、ぜひ活躍してもらいたいんだと思っている団体さんと卒業した人をどう結びつけていくのかということに力を注いで、リニューアルに向けて検討しているところでございます。ぜひ良い形にしていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。最初の質問で精神はかなり増えているということですので、障害者手帳の身体の方も増えているということですので、内訳的な、年齢階層でもいいんですが、細かなものも一緒に出てくると、このあとに続きやすいと思います。

委員 初めて参加をさせていただきましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

7 ページの現状と課題の部分でございますが、区民のニーズというところで、高齢者世帯の声、子育て世帯の声と出ておりますが、特に子育て世帯の声の中の一番最後の、「保育園や幼稚園、子育てのひろばに行くのは敷居が高い」という書き方なんですけれども、これはこういうような意見なんですか。敷居が高い。少し分かりにくいというか、こういうふうにいるのかなあという感じなんですけれども。

管理課長 保育園、幼稚園、子育てのひろばというのは、そこに建物や施設があつて、そこには改めてドアを叩いて入る、というような形のもので、ここであつては、いわゆるママ友のような形の、緩やかな気軽に行ける所だと割と行きやすいんですけども、保育園とか幼稚園とか子育てのひろばとかの場所であつたり建物であつたり、そこに気軽に行くっていうのは、なかなか行けないんですっていう声があると聞いています。それを敷居が高いという表現をされたと聞いております。教育委員会の中の子どもに関する調査の中で、そういうような意見があつたと聞いております。

委員 内容は分かりました。ありがとうございます。

委員長 誰でも入れるというのは大事なことで、ある意味狭い世界のことなんです。

委員 11 ページの現状と課題「ともに支え合う地域社会を築く」の練馬区の主な課題の3番で、社会福祉協議会では、ということで、最後に「地域福祉コーディネーターを配置するとともに、ネリーズ登録への呼びかけをして、最後に小地域福祉活動を推進している」とあります。地域福祉計画と地域活動計画は、ともに「小地域福祉活動を推進している」という言葉を使ってきましたが、その当時は、3万人ぐらいで、同じエリアで分野は違つていても、高齢者分野でも障害者分野でも、お互いに顔が見える中で地域の福祉を推進していったらいいなという思いで、地域福祉コーディネーターを配置して地域住民の皆さんとこのまちづくりをしようという考えでした。

しかし、計画を推進していく中で、子育てのお母さんたちはSNSを使つたりとか、生活圏が人によって行動範囲が全然違つていくことが見えてきて、小地域福祉活動推進という言葉だけでは表せないようになりまして、この言葉は使わないほうがいいのかなと検討する必要があると考えているところです。ということで、この表現に関して、今、社協で考えているということを皆さんにお伝えしたく、発言させていただきました。

委員長 ありがとうございます。先程の委員の質問にちょっと関連していますね。保育園、幼稚園、そういったところでも年齢層に応じて同じような課題があるというふうに思ひます。

ひとまず先にいつてもいいですかね。ひとまずと申して、だいたい戻らないんですけども。では、現状と課題の(2)の「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」の説明をお願いいたします。

事務局 現状と課題(2)、福祉とまちづくりの分野の主にハード面についてまとめてあります。まず、現状を示すものとして、5つのデータをお示ししています。

資料では12ページからになります。12ページの上の表です。こちらは都内の鉄道駅のエレベーターなど、段差解消の対応状況のグラフになります。駅の出入口からホームまで段差なく移動できる1ルートの確保は、都内でほぼ完了しているという状況です。練馬区

内でも、平成23年度に21全ての駅で1ルートのバリアフリー化が達成されております。次に下のグラフです。こちらはそれぞれ建築物についてバリアフリー化が進んでいないと考えている人の割合について、内閣府の調査と練馬区の調査を比較したものです。青い棒が全国、オレンジが練馬区です。練馬区では、全国と比べますと、バリアフリーが進んでいないと考える人が全般的に少ないという傾向が見られます。

続いて13ページ、次のページです。上段のグラフは、区民の皆さんが特にどのような建物のバリアフリー化を重点的に進めるべきと考えているのか、およそ10年間の意識の変化を示しております。平成19年度、平成25年度、平成30年度の3回の調査で、左側は医療施設なんです、医療施設は継続して高い期待が見られますが、一方で商業施設と飲食店については、これまでの2回の調査と比べて、平成30年度の調査、オレンジ色の棒グラフですが、こちらでバリアフリー化の期待が大きく伸びていることが分かります。下の表です。こちら、次は外出しやすい環境づくりのために、どのような整備や取り組みが今後必要か、区民の皆さんのお考えを示しております。こちらの表は、区役所にお越しいただいた皆さんに「駅から公共施設へのルートについて、どのような整備を求めますか」とお伺いしたアンケート結果です。障害者、子育て世代、高齢者の属性で、歩行空間が広いことや段差がないことなどのニーズが共通しておりますが、一方で、障害者の方が案内の分かりやすさ、高齢者の皆さんが休憩場所の確保を挙げているなど、属性によってハード、ソフト、さまざまなニーズがあることが、こちらで分かります。

ページをおめくりください。上の表3は、区民の皆さんが、区が優先的に進めるべきと考える取り組みを示したものです。団体の皆さんにお伺いしたものと個人の皆さんにお伺いしたもので上と下に分かれておりますが、いずれも約5割の皆さんが「高齢者や障害者、子育て層などのユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組」がまず優先的に進めるべきだと1位に挙げていることが共通しております。

続いて、練馬区の主な事業です。こちらで4つ挙げさせていただいております。鉄道駅のバリアフリー化、公共施設のバリアフリー化、駅と公共施設を結ぶ経路、地域のバリアフリー化、民間施設へのバリアフリー化の改修促進についてです。詳細はお読みいただければと思いますが、外出しやすいまちづくりのため、事業者、区民の皆さんと協力し、取り組みを、区としては進めていくところです。

これらの現状から、4つの課題があると考えております。15ページの1から4までで、読まさせていただきます。第1に鉄道駅のさらなるバリアフリー化です。区内の全ての駅では1ルートのバリアフリー化が完了しています。しかし、1ルートだけでは利便性を欠く駅がございます。また、ホーム上のことなどで一層の安全性向上が求められております。そのため、2ルート目の確保や、ホームドアを増やしていくことなどが必要となっております。第2に、当事者参加の取り組みです。さまざまな利用者の皆さんが円滑に利用できる整備を進めていくためには、法律や条例などの整備基準に基づく整備に加えて、当事者の皆さんの意見を取り入れた設計がとても大事です。これまで行ってきた高齢者、障害者、乳幼児連れの視点を、区立施設や区立公園の整備や維持管理に活かす取り組みを引き続き行っていくことが必要だと考えております。第3に、駅周辺での連続的な整備の推進です。駅や建築物など、個々のバリアフリー化は着実に進展していますが、駅と施設の間をつなぐという視点がまだ十分ではありません。事業者の皆さん、区民の皆さんと連携・協力を

し、ハード・ソフトの両面から駅周辺地域のバリアフリー化を進めていくことが必要だと考えております。第4に、区民の生活に身近な店舗のバリアフリー化です。データにありましたように、商業施設や飲食店でのバリアフリー化への区民の皆さんの期待は高まっていますが、十分進んではおりません。特に中小規模の店舗のバリアフリー化を促進するため、事業者の主体的な取り組みを促す方策の検討が必要だと考えております。

委員長 ありがとうございます。2つ目の課題、ユニバーサルデザインについて皆さまの発言をいただければと思います。

委員 15ページの4番ですね。「商業施設や飲食店のバリアフリー化に区民の期待が高まっているが十分に進んでいない」。これの最後のほうで「中小規模の店舗のバリアフリー化を促進するために事業者の自主的な取り組み」って、これ、どうやって取り組むか。お金もかかることだし、どういうもっていき方をするのかなと、ちょっと気になる所です。

委員長 これについて、建築課長、少しお願いしたいです。

建築課長 これまでも、区のバリアフリー化に関する助成制度は設けていました。100万円、50万円、30万、20万とかという形での金額と、かかった費用の2分の1という限度額で設けています。啓発活動をいろいろやっているんですけども、なかなか進んでいない部分が、ご協力を得られない部分があるものですから、今後さらに啓発活動もやっていくんですが、新たに打てる手がないか、そういうことを考えていきたいとは思っております。

委員 私の周りの商店街でちょっと伺うと、そういう援助はあるんだけども、なかなか、それだけではできない。だから区と一緒に、どうしていくっていう計画、この商店街をどうしていったらいいか、どういうふうにしたらいいかっていうつながりを持っていかないと、一軒一軒がやったからって決していいものではないと。あと、ちょっと進んできたのはね、私なんか車止めたりとかしてね、トイレなんか気持ち良く貸して下さるようになりましたよね。ただやっぱり、改装したりなんかってというのは何分の1とか、そうなったら小さな商店なんてなかなか、商店街そのものが活気がないし、大店舗にね、ほとんど取られて、だから個人的な商店なんかはほとんど無くなってっちゃう状態です。それをうまく、商店と地域がつながんなきゃいけないんだらうなとは思いつつもね、便利だから、どうしても我々は大店舗に行っちゃう。その辺がすごく、我々も考えていかなきゃいけないんだらうなとは感じています。

建築課長 財政的な問題も当然ございますが、商店街などともお話をさせていただいて、ソフト的なことも含めて改善できる、あるいは、そういったものが取り組みやすいようなことを考えていきたいと思っておりますので、これからもよろしく申し上げます。

委員長 今、おっしゃたように、ハード面だけでは駄目で、そこにお客さまが来ないといいませんから、そういうサポートもできるようにするということもあわせて考えないと難しいですね。おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

委員 建築課長にお伺いしたいと思います。まず、戦略計画13、補助232号線で富士街道のことについて触れていますが、232号線を通したら、まず第1に富士街道はどうなるのか、要するに富士街道はいらなくなるんじゃないのかということが私の懸念、心配事でございます。

第2に、鉄道駅周辺のバリアフリーの充実ということで、同じく戦略計画に書いてござ

いますが、1つのルートだけは一応確保しましたと、それで、2つめのルートを検討しているのが光が丘、小竹向原駅と書いてございますが、西武池袋線で池袋に次いで乗降客が多い駅が大泉学園についてはどのように考えておられるのか。これは事故が起きる寸前でございます。特にラッシュアワーの時は。これはもう私どもの仲間が、再三、西武鉄道にお願いしているんです。ここは事故が起きたら大変なことになると思うわけですし、この辺についてあわせてお答えいただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。では、回答をお願いしたいと思います。

建築課長 建築課長です。まず、232号線ですが、232号線と富士街道は役割が違うのかなと考えてございます。石神井公園の駅前の再開発等もございまして、そちらとあわせて232号線の整備という話があるのと、富士街道自身は東京都で拡幅の工事を進めているところでございます。そういう意味では大きな道路、都市計画道路に關しましては道路区間も広いということもございまして、通過交通、富士街道自体も地域に密着した道路という考え方をしていくのかなと思っているところでございます。ちょっと役割が違っている、今までは富士街道しかございませんでしたので、そういった各々の役割をしていくのかなと考えているところでございます。

2ルート目のお話でございますが、小竹向原駅、光が丘駅につきましては、駅の南と北で、大きな道路をはさんで街があるという所でございます。そういう意味では、小竹向原駅については北側の板橋区側にはエレベーターがあるんですが、練馬区側にはないということがございます。そういったこともございまして、広い道路で、例えば北側から南側に来るのは大変だということもございまして、そこを重点的にやっていきたいということです。光が丘駅につきましては、光が丘の中央大通りがございます。北側の区民センター側の上がり口から南側に行くのはかなり大変だということがございますので、それも利便性等のことがございますので、そういった形で対応していきたい。

大泉学園、徒歩で不便ということもあるかと思いますが、そういった大きいところで分断ということがないのと、大泉学園については2ルートを確認できるように、確か新しく再開発のとこちら側の、前からある在学ビルですか、危険だと言うお話の中で、今言われているのがホームの幅がないというお話がございまして、そういったものはなかなか、改築は難しい部分があるのかなと思っているところではございます。とりあえず、エレベーター昇降機ですね、駅を出てから最初に来るとする所の整備は進んでいるのかなと思っているところでございます。

委員 ありがとうございます。富士街道の件につきましては、ぜひ、232号線を作る上では地元の住民の方々の意見を十分に尊重して開発を進めていただけるように、東京都とうまく橋渡しをやっていただきたいなと思います。

大泉学園の問題につきましては、これはもう、本当に大変な問題だなというのがありますので、ぜひ、真剣にやっていただきたい。事故が起きてからでは遅いと思います。これは建築課長だけの責任じゃないですよ。もう遅いんですよ、大泉学園いじるにはね。ホーム拡張できない。どうしたらいいのか。駅だけが一番遅れてるんです。私どもの仲間の方々も含めて何回も申し上げてきているんですが、改善されていないと考えましたのでお聞きしたわけでございます。建築課長、何かお答えいただければ有難いです。

建築課長 建築課長です。まず、232号線に關しまして、今、住民の声を聞いていただ

きたいというお話がございました。こちらについては、西部地域まちづくり課が地域担当してございます。委員からご意見があった旨はお伝えするようにします。

大泉学園駅につきましては、ホームの狭さ等につきましては鉄道事業者が関連していることですので、こちらにつきましても、鉄道事業者に話をしていきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。大泉学園駅を利用していないのでよく分からないんですが、ホームが狭いんですか。

委員 狭いです。池袋に次ぐ駅にも関わらず朝が非常に危ない。

委員長 乗降客数がね。ホームドアの計画案もないんですね？狭すぎて設置できないという意味ですか。その時にどうするか、それでも設置するかどうかという。

委員 おっしゃるとおりです。

委員長 それは今までのガイドラインではないけれど、どうするのか気になるので、次の段階も聞いたほうがいいですね。区の負担が伴うのかどうか分かりませんが。

委員 今の大泉学園駅の関係で私も意見を述べたいと思います。もちろん西武鉄道、鉄道事業者の問題があるんだと思います。特に保谷方面から来ると、アールが、カーブがかかっているところが電車とホームの距離が非常に空いていて、私も何回か、そこに落ちた方を見ております。これはもう何十年も続いているのになかなか改善されていないんです。一度、落ちて轢かれた方も見たことがありますけども、そこまで起きているのに西武鉄道事業者が、ガードマンの方が増えたのも分かっていますけども、危険性が確かに以前より増しているんじゃないかという気がいたします。

エレベーターを付けたことによって、狭いホームがより、実は線路側との距離が短くてですね、黄色い線からはみ出さないと言ってる割には、皆さん、そこから出ないと通れないというような実情です。これは本当に大きな問題だと思いますけども、ことあるごとにぜひ、そういう意見は伝えていっていただければ有り難いと思います。

委員長 私たちの総合計画の役割は、どこまで踏み込んでというところが非常に難しい部分はありますけれども、そういう声については、区も鉄道事業者には、大きなバリアフリーというか、事業者そのもの自体がとても大きいので、区としてどこまで立ち向かえるかということはあると思いますけれども、負けないようお願いしたいと思います。計画そのものにどう書き込めるかっていうのはありますが、書き込めなくても、今のご指摘についてはきちんと受け止めていただけるように、よろしく願います。

それでは3番目の「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」の説明をお願いできますか。

事務局 16ページをご覧ください。現状と課題の(3)、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」を説明させていただきます。上段の図20は、建物や駅などのバリアによる外出しにくさについて、地域福祉活動団体であるとか、個人の方にお答えをいただきました。「バリアを感じたことがない」という答えがもっとも高く37.5%、「バリアを感じる事が減った」と「どちらかという減った」の合計で30.4%、あわせて7割近くの方がバリアを感じない、または減ったと感じていることが分かります。中段の図21は、ユニバーサルデザインの認知度を表したグラフです。ユニバーサルデザインの意味を知らない人の割合は約67%であり、認知度が低い状態であることが見て取れます。

下段の図 22 は、福祉のまちづくりを進めるために必要な取り組みについて、こちら地域福祉活動を行っている団体の方、個人の方にお答えをいただいております。ソフト面における福祉のまちづくりを進めていくためには、「学校での思いやる心を醸成する教育」であるとか、「手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報提供」が必要と考える人が多く、子どもたちへの心の教育と身近な情報提供の構築が求められていることが分かります。

17 ページをご覧ください。関連する区の主な事業としまして、5 つございます。1 つ目の「ユニバーサルデザイン推進ひろば」は、ユニバーサルデザインの正しい知識の普及・啓発、小学生向けの体験教室を行っております。2 つ目の「ねりまユニバーサルフェス」、こちらはスポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いの理解を深めることができるイベントの実施となっております。3 つ目の「多様な人との相互理解を図るための小冊子の作成」は、障害当事者の方、子育て中の方、外国人の方にもワークショップにご参加いただき、相互理解のための小冊子を作成し、区立施設などで配布をいたしました。4 つ目は「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」です。5 つ目は「やさしいまち通信の発行」となります。

主な課題として、2 点挙げております。1 点目は、約 67%の人がユニバーサルデザインの意味を知らない状況にあります。多様な人のバリアを理解し、誰もが快適に生活できるよう、心のバリアフリーを推進することが必要となっております。また、さまざまな人が参加・交流し、ユニバーサルデザインの理念を学ぶことができる場が必要となっております。2 点目は、ハード面でのバリアについて、「感じたことがない」または「感じるものが減った」をあわせると約 67.9%とバリアの解消は着実に進展してきておりますが、ハード面だけの整備ではなく、ソフト面の取り組みを実践していく必要があります。次世代を担う小学生向けにユニバーサルデザインへの理解を深める教育であるとか、全ての人々が必要な情報を容易に入手し、理解することができるよう、さまざまな情報のユニバーサルデザイン化が必要です。

委員長 「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」についてご発言、ご意見をお願いいたします。初めて来られた方も遠慮なく、ご発言いただければ有難いと思います。

最初の 16 ページのデータの的には、参考資料にもあると思いますが、回答された方の属性がかなり限定されている方々なので、私が見ても、バリアを感じないと思っいる方が多いというか、あるいは減っていると感じておりますけれども、実際には参加すれば参加するほど多くなっているはずなので、この辺りは数字だけではなくて、もっと属性別に分析した上で見せていただく必要があるのかなという気がします。

これはユニバーサルデザインについてだけではないです。東京都の調査を事例にしているので、全国的に見ても3割というのは決して少なくなくて、非常に多いんですね。国の調査で、だいたい3割程度なので問題ないんですけども、では練馬区ではどうか、という、その部分について改めて調査をした上で、ここは数値を入れる必要があるのではと、これから計画を立案する時に、これを基にしてどういうふうに皆さま方がお考えになるかということ聞いた上で、出していく必要があるのかなという感じがいたしますので、少し準備をしていただければと思います。

いかがでしょうか。皆さんから、どんなことでも結構です。

よろしいですか。それでは、4番目の「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」についての説明をお願いします。

事務局 現状と課題の(4)、「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」について、ご説明をさせていただきます。

18ページをお願いします。こちらは成年後見制度を中心とした権利擁護に関する資料や内容について掲載しております。まず、認知症高齢者の推計についてです。平成29年、2017年と、こちらでは平成37年と書いてありますが、2025年の推計を比べますと、まず、「何らかの認知症の症状がある方」を比較しますと、6,000人の増加の見込みとなっております。また、「見守り等の何らかの介護が必要な方」については、4,000人の増加が見込まれております。この「区内の成年後見制度利用者数」、こちらは東京家庭裁判所の資料ですが、平成30年で約1,300人となっております。将来の推計はまだ出ておりませんが、認知症高齢者の増加に伴って、制度利用者の数も増えていくと予測されます。次に「成年後見人等と本人との関係別件数・割合」についてです。こちらは全国の統計になります。図23は後見人が親族であるか、親族以外であるかというグラフですが、親族の方が23%、親族以外の方が77%となっております。図24は、親族以外の後見人の内訳です。弁護士・司法書士・社会福祉士、この3職種で8割を超える割合となっております。

19ページをお願いいたします。成年後見制度の認知度について、区民の方に意識意向を調査した結果です。「言葉も内容も知っていた」という方が5割を超えて多いんですけども、「言葉は聞いたことがあったが、内容は知らなかった」、また「言葉も内容も知らなかった」という方をあわせると、「内容を知らなかった」という方が43.6%となっております。次に、「成年後見制度が必要になった時に相談できる機関の認知度」の調査結果です。弁護士などの専門家が4割を超えて最も多く、次いで地域包括支援センターが2割、一方、知っているものがひとつもないという方も32.4%となっております。

20ページをお願いいたします。「成年後見制度の利用意向」についての調査結果です。「利用してみたい」という方が4割近くで最も多いんですけども、「わからない」、「利用したくない」という方をあわせると5割以上という結果となっております。次に、成年後見制度を利用したくないという方に、その理由を聞いたところ、「家族などが支援してくれるから」という方が5割半ばで最も多く、次いで「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安である」という方、「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから」という方も多くなっております。

21ページをお願いいたします。「預貯金の自己管理」について聞いた調査結果です。「できない」と回答した方は高齢者一般、要介護認定を受けていない方では1.8%と少数ですが、要介護認定者では4割以上と多くなっております。

22ページをお願いいたします。現在行っている練馬区の主な事業として、4つ挙げております。1つ目が「成年後見制度等の相談・周知」ということで、社会福祉協議会の権利擁護センター、地域包括支援センターなどで、相談等を受けているところです。2つ目が、「成年後見制度の利用促進」ということで、区長による利用申立て、後見人等への報酬助成、関係職員向け研修、関係者による地域でのネットワーク会議などを実施しております。3番目として、「社会貢献型後見人の育成・支援」です。養成研修を行って、実際に後見人として活躍されている方がいらっしゃいます。4番目として、「福祉サービス利用援助

事業」です。こちらは、成年後見制度の利用までには至らない、契約能力のある方に対しての事業です。日常的な金銭管理や通帳の保管などを行っております。

現状から見た練馬区の主な課題について、4点挙げております。1つ目が、認知症の症状がある方、障害のある方の増加に伴いまして、今後、成年後見制度の利用が必要な方も増加すると見込まれています。これに対しましては、成年後見制度の利用を促進するために、中核となる機関を中心として、適切な後見人が選任される仕組みや関係者の支援体制を構築することが必要と考えております。2つ目としまして、成年後見制度を利用したくない理由として、「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安」、それから「申立てにかかる費用や後見人への報酬が負担」ということを挙げている方が多くなっています。これに対しては、成年後見制度をまだ理解されていない、よく知らないという方が多いと思われるので、さらなる周知・啓発が必要と考えております。3つ目としまして、成年後見人に占める専門職の割合が増える一方、親族の割合が減少している傾向があります。これに対しては、今後、被後見人の方が増えていくことが見込まれていますので、法人後見や市民後見人など、専門職以外の後見人の方を一層活用することが必要と考えております。4点目としまして、認知症の症状がある方の増加に伴い、日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加することが予測されています。これに対しては契約能力がまだあって、成年後見制度の利用に至らない方への支援を今後も充実させていくことが必要であると考えております。

委員長 ありがとうございます。福祉サービスの環境の問題でございます。直接、間接に関係している方にお尋ねしたいと思っております。どうぞ、ご発言をいただければと思っております。

委員 この制度ができて、もうかなりになります。何のために作られたかっていうと、やはり、いろいろな問題を抱えている方が多いですね。弁護士さんとか司法書士さんとかの専門職だけではまかないきれない制度だと思うんです。それで、やはり相談しやすいとか、これをもっと認知、今だいぶやっていただけのようですからあれですけど、せっかく勉強して少しでも増やしていただいて、相談しやすいんだよとか、弁護士さんやなんかに行く前に相談にこんな方がいるんだよということを認知していただきたいと思っております。

なぜかという、これができた時にやっている方に聞いて、制度をつくるには一人やっていただくにも相当頑張らせて勉強させているんだというようなことを聞いたんですね。その割には、まだ認知度が少ないのか、利用者が内容が分からないからかもしれないですけどもね、やっぱり、本当に身寄りがなかったり、ちょっと相談したいっていう時に弁護士さん、司法書士さんなんて行かなくてね、周りにこういう人がいるんですよってことを、出していいのかどうかは分かりませんが、制度そのものを分かりやすくして認知していただくことも、もっともっとやっていただきたい。

それから、せっかくやっている方々が相談しにくいのか、相談しても分からないのかは分かりませんが、せっかくだったらもう少しつっこんで勉強していただくなり、その弁護士さんの手前まで大丈夫だよと勉強しているのか分かりませんがね、もうちょっと、私も聞いていると認知度が少ないし、今そちらの説明で、これからどんどん高齢者も増えてくるってことですからね、私もそれに入っていくわけですから、相談しやすい方だとなお良いと思っておりますので、そういう方向で、福祉協議会と一緒にやってやるべきだと思っております。

委員 19 ページにある認知度ですけど、「言葉も内容も知っていた」、この内容も知っていたというのはどの程度の内容のことでしょうか。具体的に教えてください。

管理課長 アンケートは、ご本人が選択肢の中で「言葉も内容も知っていた」に丸をつけていただいたということで、それ以上の記述はないものですから、内容をどこまでご存知だったかという、詳しいところまでは分かりません。

私個人の感触としては、50%以上の方が内容までご存知だった、というのは思ったよりも多いような気はしました。本当にどこまで分かっているのかなというところはあるんですが、先程の委員のご発言にもありましたように、知っていたという方がいらっしゃるとは言っても、実際に本当に必要な人に必要な支援が届いているのか、ということになりますと、例えば近隣の方がすごく心配はしているんだけど、その方はおひとり暮らしなので、どこにもつながっていないというようなこともあろうかと思えます。

今、まさしくそういったご高齢の方、障害の方、いろいろな支援が必要な方について、本当にその方に成年後見が必要なのか、あるいはもっと手前のレベルで良いのか、そういったことを何かいい形で必要なところにつなげるということをやっていかなければいけないと考えております。今、社会福祉協議会と一緒に力を合わせて、地域の中でなるべく、縦割りにしないで高齢の方も障害の方もあるいは精神の方も知的の方も、いろいろな支援の必要な方が成年後見なり、あるいはその手前なりでつなげられるようにするというようなことを、チームをつくってやっていくような方法を模索しているところです。

この計画の中で成年後見制度利用促進計画というのも合わせ持たせ、来年4月にはスタートさせたいと思っております。成年後見に限らず、ご本人たちの権利を擁護するということについて、専門的な知見をお持ちの方からもご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

委員長 中身については、実際にはなかなか分からないですけども、またこれは追跡しながら調査していく、繰り返ししていく必要があるかと思えます。まだまだ認知されていないというようなこともあります。

副委員長 22 ページ、社会貢献型後見人の育成支援ということで、の養成研修が全29回ということで、修了生3人で、これ、おそらく30年度の実績ということでよろしいんですか。そうすると、今まで長いことこの養成をやられてきたわけですから、3人っていうとなんかさみしいので、今まででどのくらいだったのかをぜひ教えてください。

委員 40人ぐらいです。

管理課長 この修了生3人は、たくさんいて修了が3人しかいなかったということではなくて、公募があまり多くないのが残念なところです。今募集をかけているところですが、今月27日にも募集の説明会があります。責任を伴うということもあるでしょうし、あるいはそれに向けての養成研修は、それだけ責任も伴うものですから、かなり充実した内容になっているので、この辺りを社協さんと一緒にもう少し受講しやすい形に変えていこうと思っております。

市民後見人、社会貢献型後見人を増やすということはもちろん重要なことですので、いっぺんにたくさんの研修をするのではなく、もう少しステップを踏むとか、そういったことを社協さんと一緒に考えて進めようと思っているところです。ぜひ応募も増えるような形で見直しをしていけるよう、社協さんと一緒に頑張っていければと思っております。皆

さまの中にもご興味のある方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただけると嬉しいなと思っております。

委員 5月27日の説明会に、すでに40名以上の申込みがあります。前にこの推進委員会の副委員長だった先生が成年後見について説明をしてくださるんです。そういった意味で、やっぱり説明があって関心は高いと思います。そのあと、市民後見人にどうつながっていくかという工夫が必要かなってところを、「ほっとサポートねりま」でも考えて工夫をやっているの、そこからかな、と思っております。

委員 委員がおっしゃったように、弁護士とか司法書士のような方、専門職だけではもう足りないよ、ということですし、また費用を払えないという方がおられますよね。問題はいろいろあるんですけれども、社会貢献型後見人を増やすことと同時に市民後見人を増やすことについて、その人を守ってあげるという制度が、ぜひ必要だと思います。

変な話ですけども、ぶらさがっている親族がいっぱいいて、「金がでなくなった」ということで後見人にクレームをつけるということもあるようです。また、後見される方も「最近、来なくなったね」、「もっと来てよ」と言われて、用もないのに、例えば「週一回来い」とか「来ない場合は監督官庁に訴えますよ」とか、いろいろなことも聞いてみるとあるようです。単に知識があればいいというだけではなくて、こういういわゆる背景にあるバックグラウンドまで全部含めて、よく理解した上で市民後見制度をどういう体制にもっていくのが一番いいのか、そういったことも考える必要があるんじゃないかと、私は思っております。

管理課長 委員からご指摘いただきましたけれども、被後見人、後見をしてもらう人の状況がどのような状況にあるのか。中には親族とのトラブルを抱えていたりとか、財産がたくさんあったりとか、そういうケースもありますので、市民後見人をお願いすることがふさわしいケースかどうかということについては、十分、社協さんで検討していただいています。

また、市民後見人になられた方の監督を社協の方をお願いしています。一人だけで後見をやっていくということではなくて、必ず後見人の監督という形で社協がついているということじゃないと、市民後見人さんも安心して後見を引き受けられない。一人でそんなに責任を負わされたらたまらないよ、というところはもちろんありますので、その辺りについては制度的にもきちんバックアップしていくということをやっているところでございます。

委員 ちょうど十何年経ってるんでかね、この制度ができてね。ですから、いろんな問題が出てきている時期です。ここでひとまず、後見人の受ける側と支える側の意見がでてきているので、それを守ってあげるということをしないと、「もう嫌だわ」ってなったらもったいないです。

守ってあげながら、だいが重い仕事だと思うんですね。でも、やっぱり高齢者を抱えたり、ひとり住まいの人なんか見ていると、やっぱり協力していきたいという心を持ってやっているので、その辺を支えていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。委員のご発言いただいたことが本当に現実的な問題というふうに思います。

委員 見守りをしていただくということは、とっても有難いことですが、認知症といっ

ても年齢もだいぶ幅が広いことがあります。それから、とても重度、重い方と軽い方といいます。どっちでも同じなんですけど、一生懸命やってあげればあげるほど、それが当たり前になることと、それから一番先にお金が無くなってないのに「無くなった」と、これはもう絶対にあります。だから、本当にお家に伺うんでしたら、一人ではとてもできないと思います。必ず、お二人がグループになって行けばいいと思います。

それから、認知症が本当に重くなったら、私たちが愛情を持っているとかお友達としてとは見られません。それこそ、誤嚥でもなんでもね、あれっと思っていると、あんまり食べると家族の人がいたり、またはお医者さんに「食べさせないでください」って言うから食べさせないと、仏様にあがっている灰からお線香から食べちゃいます。

重度っていうかな、重い方と軽い方、ちょっとど忘れするとか、そのくらいの方だったらば老人会でもいくらでもご一緒させていただくけど、重い方はちょっと見られません。

また、不思議なことに黙って出ていく方が多いんです。種類って変ですけど、病気の種類ですね。どんどこんどこ歩いて行くから、後についていききれない。だから、そういうこともいれて、やはり専門家にきちっと指導していただくことが必要です。

施設でも認知症の方はなるだけ避けるようにしているそうです。手が掛かって。だから、一人で入ると、一人はつけないといけないっていうのが、最近では大きなお部屋で共同にしておいて、それから鍵をかけると。一人でかけると、今は問題になりますから、そんなようなこともしているようです。一言で認知症って言いますが、その程度によりけりですから、その辺のところ、我々がお手伝いするんでしたら、やはりよく理解しないといけないと思います。

本当にね、言われてる人も言われた人も、またっていう感じですけども、しまいには本気で怒り出します。「何かが無くなった」、「これを持っていかれた」、それから食べるものも「これもない」ということになるとね、お手伝いの人も傷つくと思いますので、よほどベテランで家族がそういう方で、経験がある方でしたらよろしいですけど、そうでないとショックを受けますと思います。これは実感です。

委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。それだけ重要な事業ということですね、認知症の問題というのは。すぐに解決することはなかなかできませんけれども、後見人の後見、サポートというのも重要なことだと思います。

それでは、5番目の複合的な課題についての説明をお願いします。

事務局 (5)の「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応を強化する」について、説明をさせていただきます。

23 ページをご覧ください。上段の図 30 は介護が必要になった高齢者が希望する暮らし方を表した図です。自宅での暮らしを希望する高齢者が約5割となっていることが分かります。下段の図 31 は、障害者が5年後に希望する暮らし方を表した図です。家族やひとりで暮らしたいと考えている障害者が多いことが見て取れます。

24 ページをお開きください。上段は、民間賃貸住宅の入居制限に関する資料です。図 32 では、家賃の不払いや死亡事故に関して不安を感じているオーナーがいることが分かります。下段の図 33 は、家族介護の状況を表したグラフです。他の家族の介護もしている方がいることが分かります。

25 ページをご覧ください。上段の表 7 は、障害者を介助するにあたっての困っている

ことを表した表です。他の家族や親族も介助している方がいることが分かります。下段の表8は、全国のひきこもりの推計数を表した表です。全国に約61万人いることが推計されています。

26ページをお開きください。上段の図34は、ひきこもりの主生計者を表した表です。約3割の方が自分自身が主生計者になっていることが分かります。下段の図35は、ひきこもり期間を表した表です。約半数の方が7年以上ひきこもっていることが見て取れます。

27ページをご覧ください。関連する区の事業としまして、4点挙げてございます。1点目の「生活困窮者自立支援事業」では、生活サポートセンターへの年間相談件数、延べ2,083件でした。2点目の「関係機関による連絡会の開催」では、福祉事務所や地域包括支援センターなどで事例を共有し、連携方法の検討を行いました。3点目の「社会福祉法人等への指導・助言」では、記載のとおり、監査や実地指導、集団指導を行ってまいりました。4点目の「安否確認体制の強化」では、31,693名の方が避難行動要支援者名簿に登録されてございます。

主な課題も4点挙げてございます。1点目は住宅確保についてです。家主が高齢者や障害者、ひとり親に対する入居制限を行っているため、家主が安心して賃貸できる仕組みが必要となってまいります。2点目は複合的課題についてです。いわゆるダブルケアや8050問題などの複合的な課題を抱える世帯に対して、各相談機関がこれまで以上に連携して対応することが必要となってまいります。3点目は法人監査についてです。法人監査と施設検査の担当部署が分かれている、保育分野は検査以外の業務も行っているため、一体的に推進する仕組みが必要となってまいります。

最後に28ページをご覧ください。4点目は、避難行動要支援者についてです。災害時に自力で避難することが困難な方の名簿情報を更新しました。今後は、更新した名簿を活用する訓練を実施しまして、安否確認や必要な支援活動を迅速に行える体制を構築することが必要です。

委員長 ありがとうございます。最後の27ページの、依然として入居を制限する事例も報告されているというところで、これは数値的な件数とか、なにか出ているんですか。不動産関係や区民の方からの声があったとか。

管理課長 区の中での拒否をする件数というのは手持ちがございません。高齢者の方がおひとり暮らしになった時にアパートを貸してもらえない、あるいは障害者の方やひとり親の方、さまざまな方たちがなかなかアパートなどの契約に結びつかずに、困っていらっしゃるということが共通の課題ということで取り上げております。区の中でも住宅課であったり、あるいは高齢者の担当部署、障害者の担当部署など、さまざまなところで一緒になってこれから対応を進めていかなければと考えているところでございます。これから計画を立てていく時に、お出しできる数字等ありましたら、また皆さまにお示ししながら進めていければと考えております。

委員長 ありがとうございます。部会等で議論できればと思います。出来るだけ正確な数値を出していただくよう、よろしく願いいたします。

他によろしいでしょうか。それでは、次の「検討内容の整理」と「スケジュール」を合わせて説明していただきます。

事務局 資料4-1によりまして、現行計画を基準にした検討内容の整理の例について説

明をさせていただきます。現行計画の施策は「ともに支え合う地域社会を築く」、「ユニバーサルデザインで配慮したまちづくりを進める」、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」、「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」の4つで構成されております。ここに5つ目の施策としまして、改正社会福祉法で求められております、「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応を強化する」を新たに設けさせていただき、合計5つの施策を推進委員会と部会で検討する内容について、割り振りをさせていただきました。施策1と4の権利擁護以外、5つ目の新たな施策につきましては、親会である推進委員会で検討を進めていきたいと考えております。施策2と3につきましては、バリアフリーのハードとソフトを一体的に検討していくため、福祉のまちづくり部会、施策4の権利擁護部分につきましては、権利擁護部会で専門的に検討を進めていきたいと考えております。なお、施策3に親会の表記がありますのは、バリアフリーのソフト以外にも、例えば多様な人との相互理解など、施策1の「ともに支え合う地域社会を築く」にも関連している事業がありますので、このような表記としております。今後の計画内容の検討にあたりましては、基本的には国や区の動向に合わせ、計画をより一層充実させていく考えでおります。

続きまして、資料4-2をご覧ください。「次期練馬区地域福祉計画の施策体系(案)」についての資料です。施策1の名称につきましては、区のビジョンなどに合わせ、「区民との協働と地域の支え合いのさらなる推進」へ、施策4につきましては、「権利擁護が必要な方への支援体制の整備」、施策5につきましては、「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応強化」へしていきたいと考えております。

資料5をご覧ください。「次期練馬区地域福祉計画策定の全体スケジュール」についての説明をさせていただきます。こちらの資料は、推進委員会と部会の予定になっております。まず、推進委員会の予定は、年度の前半が多く、6回開催する予定です。1回目は5月17日で、検討体制や現状と課題など、次回は6月11日で計画の構成(案)と施策の方向性の検討、3回目は7月で施策の方向性の検討と部会からの報告、4回目は8月で区長への提言(案)について、5回目は11月で計画(素案)の検討とパブリックコメントについて、6回目は2月で計画(案)の検討を行う予定です。次に、部会の予定です。両部会ともに3回の開催を見込んでおります。1回目は6月で現状と課題や施策の方向性の検討、2回目は7月で施策の方向性の検討と推進委員会への報告(案)について、3回目は11月で計画(素案)の検討、パブリックコメントを行う予定です。3月の計画の策定に向けまして、このようなスケジュールで検討を進めたいと考えております。

管理課長 補足させていただきます。先程、資料4-2をもちまして施策の1から5までの案を紹介させていただきましたが、内容につきましてはこういった5本柱にしたいと思っておりますが、この表現につきましては、この表現が良いのか、もう少し柔らかいほうが良いのかといったこともあろうかと思えます。とりあえず、こういった5つの施策の柱にしたいということで、表現については仮とご理解いただければ有難く存じます。

委員長 ありがとうございます。検討内容の整理をし、そこからスケジュールについてお話いただきました。私からのお願いですが、資料3でさまざまな課題、主な課題を出しましたが、この主な課題の捉え方と事業ですね、ここでは事業番号がついてますけれども、その報告出しが必ずしも一致していない、たぶん主な課題は数字的なものから出て、重要事項だなんていう認識はされているかと思えますけれども、こちらの体系化する時に、

事業が、そのまま踏襲するようなものもあったりはするんでしょうけども、その辺のところに問題は無いのかどうか、その検証を、それぞれの部会でやったほうがいいのではないかと思います。

新たな事業として書かれている項目が適正なのかどうか、現状と認識がどれだけ違うのか、ずれているのかということをもう少しコメントいただけるといいのかなと、よろしく願いいたします。

スケジュール等について、ちょっとタイトな、最初の前半、8月くらいまでは忙しいのです。このあと、部会の説明は今日されるのですか。

管理課長 部会のメンバーにつきましては、それぞれ予定して、お願いしている方もいらっしゃると思います。部会については先程申し上げました2種類の部会を設けさせていただき、その部会で検討するというので、ご了解をいただけたら有難く存じます。

委員長 それぞれの部会のメンバーの方にもお願いすることになると思います。部会にも参加される方もいらっしゃると思いますけれども、2つの部会で検討することをご承知いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今日の議題については以上です。この機会に皆さんから、全体的な総合計画案のことについてや、日常的な活動の中でお気づきの点でも、何かしらありましたらお話いただければと思います。

委員 大泉学園駅のことが出たので、他も出るかなと思って黙っていたんですけども、大泉についてはアンダーパスがあります。あそこができた当時はかなり、皆さん利用して、今は階段なので、ご年配の方はエレベーター、エスカレーター使うんですけどね、アンダーパスがもうちょっと緩やかなら、ご年配者もお買い物を持って渡ると早いんですね。その辺が、ものすごく階段が年配者にとって荷物持って上がるのが大変なんです。

これが災害時になった時には、エスカレーター、エレベーターが使えませんよね。その時にあそこのアンダーパスは大変重宝するだろうとは思いますがね、もういじるような予定は無いとは思いますが、なんかの時にちょっとお調べいただくといいのかなと思います。私も荷物を持って渡るんですけど、階段がすごく、荷物を持って上がるとなると大変なんです。だからその辺の、作った時とまた、現状だいぶ経ってますのでね、それに災害がいつやってくるかも分からない状態にありますでしょ。そうすると、こちらから向こうへ行く場合もありますよね。その時に、エレベーター、エスカレーターが止まった時には、ご年配者はあそこを通るしかないと思うんですよ。ちょっと調べていただけたら有難いと思います。

建築課長 作ってから、まだ何十年もが経っていないということもあるんですけど、今ご意見伺いましたので、特に災害時の対応等について担当課に確認しまして、後日報告させていただくようにします。

委員長 ありがとうございます。そろそろ時間ですけども、今日、初めて参加された方もいらっしゃるかと思います。いかがでしょうか。

委員 今日の話で、初めて伺っていて資料も多くて難しいところもあったんですけども、気になったんですね、最初に委員からご指摘があったところです。データの中で障害者手帳をお持ちでなくても治療を受けていらっしゃるというお話があった。2点目は、私どもも行っている子育てのひろばと敷居が高くて参加しにくいというお話、それから、そ

の他にも何点か思ったんですけれども。

私はこの問題で共通しているのがアウトリーチに関して、制度を作ってしまうと、施設でも何でも全て敷居が高くなっていってしまうという側面があると思います。福祉関係だと、やはりアウトリーチしていく、例えば、成年後見制度についても、知らないという人が 30 何%もいる。ただ実際に、その制度を必要とされていらっしゃる方もいらっしゃる、こういった制度があるんだろうということについてもお知らせしたいんですけれども、実を言うと私ども民間団体では、そういった方がどこにいらっしゃるのか全く分からない。

私たちは常に、子育てのひろば等をやっている、実際は子ども家庭支援センターでやっておりますので、実際は「ひろばありますよ。ぜひ来てください」と言って来ていただくこともあります。ただ、目の前までは来るんです。行ったり来たりするんです。そういった時は、私たちは気づけばお声掛けをします。ただし、そこに行くまで、ありますよ、と制度をお知らせするまでについては、なかなかこの資料では見えてこないかなと。どういう取り組みをされているかについては、今後また部会等でもお知らせ願えればと感じたところがあります。

委員長 ありがとうございます。

委員 初めて参加させていただきました。委員がおっしゃるとおり、資料 3、7 ページ、子育て世帯の声というところで敷居が高いというのは書いてありますが、こちらは公園も全く同じです。ベビーカーを押しながら公園に行くと、ある程度ママたちグループというのが出来てしまっていて、公園デビューが出来ないというママたちがたくさんあります。なので、近隣に練馬区のびよびよと書いていない、練馬区だと敷居が高い、もしかして保健師さんに何か言われるんじゃないか、保育士さんに何か言われるんじゃないかというところがあるので、民間施設は 18 施設、親子ひろばがございます。そこで、ここだったら近所のおばちゃんたちがいるのかな、実際は保育士、または社会福祉士がおりますが、そんなような雰囲気を出さずに敷居をなるべく低くして、来てもらえるような工夫はもろろんしております。字で見ってしまうと子育てひろばの敷居が高いとなってしましますが、現状としては公園も同じであるというところです。

あと、たくさん資料を作っていたんですが、委員長がおっしゃったように、練馬区であったり東京都であったり内閣府であったり、資料を提示していただくのは構わないのですが、では練馬区ではなくて東京都を出した根拠、なぜ内閣府を出したのかという根拠も一緒に書いていただいたり、または説明いただくと、その根拠が分かるのかなと思いました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

委員 何回もしゃべっておりますので短かめで。2 つの委員会を下にと言いますが、これからお作りになるということでございますが、この計画推進委員会で障害者に関しては私一人なんです。障害者団体が 11 の団体を私は抱えておまして、その今責任者と言いますか、実は事務局とは、ずいぶんやり取りしました。たった一人では、11 の障害について申し上げることはできないと。ですから、この委員会で、できれば 17 名という枠になってますが、3 名とか 4 名を増やすわけにはいかないのかを、最後に質問させていただいて、私の今日の発言は終わりにします。お願いします。

委員長 ありがとうございます。事務局の回答は委員意見の最後をお願いします。

委員 私も今日、初めて参加させていただき、私、地域包括支援センターの中で非常に身近にもものすごく良く分かる部分と、この会議の中でこういうところも扱われるんだと、本当に勉強させていただきながら参加させていただいたところです。

ちょっと引かかるなと思ったところだけ、ちょうど敷居の高さのことだったり、精神、手帳のことだったり、皆さんと同じようなところに気付いていたのかなと。自分の中で、この膨大な資料をいただいて、一所懸命に目を通しました。ただ、差し替えが最初にあった部分は何が違っていたのか、自分で比較をしなければいけないかなと思いながら、どこの部分が違っていたのかなと。一夜漬け、二夜漬けで読んだものの何が違ったのか、後でちょっと知りたいと思います。

今後は、本当に広い視野というか、いろんな視点でのご意見が交わされて、自分の中ではアウトリーチであるとか、地域包括支援センターの中でも高齢者だけではなくて、いろいろなところの問題に関わらせて、関わらなければいけないけど、実際には人と時間とで制約があつてうまく、区民の皆さんのために役に立ちたい部分と、立っていない部分とのジレンマがあります。それがひとつひとつ、会議の中でクリアになっていたり、私はこんな位置づけで、こんなふうに動けば良いんだということが分かるといいのかなと思いながら、まだ勉強させていただく視点ばかりで伺わせていただきました。大変役に立ちました。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございます。

委員 私は区でやっているパワカレの卒業生です。10期生。去年と一昨年の2年間、勉強をさせていただいて、それで卒業後にカフェを開きまして、居場所づくりということでやっています。先程、委員のお話にあったように、姿は見えてもなかなか入ってこないっていうのを、私も2年間ずっとやっております。どうして入って来れないのかっていうと、やっぱり敷居が高いんですね。今週はここまで来た、来週はここまで来たとかって、そういうふうに来てくれて、それから今度は横のつながりでいくなでね、これが楽しいなと思っています。そんなこともこれからはお話ししたいと思います。

委員長 ありがとうございます。まだ、多分いろいろとおありだとは思いますが、時間が来ましたので、今日の推進委員会を終了させていただきたいと思います。その前に、先程の委員のご質問について、部会の構成なんかも教えてください。

管理課長 差し支えなければ、先程ご質問いただいた差し替え箇所を確認したいと思います。まずは、どこが変わっていたのか。事前に目を通していただいていたのに申し訳ありません。そちらを先に確認させていただきます。

事務局 資料3につきましては、3点、微修正がございます。1点目が12ページから始まります「(2)ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」、こちらは図の並べ方を変えたということです。続いて2点目です。17ページ、練馬区の主な課題の2点目ですが、こちらの3行目、「バリアの解消が着実に進展」の「の解消」という3文字を加えております。最後の3点目、22ページをご覧ください。練馬区の主な課題、こちらの3点目をご覧ください。矢印の後、「法人後見や市民後見人など」という記載ですが、「市民後見人」という5文字を追加しております。資料の修正は以上です。

管理課長 続きまして、部会の件でございます。委員がおっしゃいますように、障害の分野につきましては、それぞれの障害の特性がございます。視覚障害、聴覚障害、身体障

害等のそれぞれの方にご連絡をさせていただきます。これから作る福祉のまちづくり部会にそれぞれの方が入っていただくということで皆さんにご理解と納得をいただいております。部会には皆さん入っていただき、そこで検討した内容について推進委員会に報告をする。推進委員会の委員はお一人ですが、専門的に検討していく部会には皆さん入っていただいているということで、ご了解いただければと思います。

委員長 できれば、その情報は双方に、部会だけの情報ではなくて、皆さん関係しているので、それごとに情報を公開していただいて、前の会議はどうだったかがあるといいですね。だから両方の資料を持ちながら、2つの部会とも共有していければいいと思います。

委員 お願いいたします。

委員長 ありがとうございます。では、ちょうど時間ですので、これで第1回の推進委員会を終了させていただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。